

■第19回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施しました

平成30年6月18日（月）から26日（火）まで、東京において、第19回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施し、研究員として、日本から、法務省、法務局、最高裁判所の職員5名が、韓国から、法院の職員5名が参加しました。

日韓の研究員は、講義、見学・訪問、実務研究等を通じて、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）及び民事執行の制度上及び実務上の問題点の検討並びに比較研究を行いました。



【甲府地方法務局の訪問・見学】

日韓の研究員は、元札幌法務局長の亀田哲氏から、「登記官の審査権について」と題して、昨年、日本で開催した「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」における議論を踏まえ、日韓の不動産登記における形式的審査主義を批判的に検討し、今後の審査における問題提起をするなどした講義を受けました。

また、慶應義塾大学教授の水津太郎氏から、「我が国における不動産登記及び土地所有権の在り方等」と題して、現在、日本で社会問題となっているいわゆる所有者不明土地問題に関して進められている施策の現況及び課題について講義を受けました。

さらに、最高裁判所、東京家庭裁判所及び甲府地方法務局を訪問し、最高裁判所の法廷、成年後見、登記及び戸籍の事務処理を見学しました。韓国側研究員は、特に日本の成年後見制度の円滑な事務処理のための体制について関心を示していました。



【実務研究】



【総合発表】

そして、韓国側研究員が提出した次の研究課題について日本側パートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて研究を行い、最終日の総合発表会において発表を行いました。

- ・登記済証又は登記済情報がない場合における登記事件の受付及び処理手続の比較（不動産登記）
- ・垂直増築型リモデリング<sup>1</sup>申請事件の敷地権登記の問題について（不動産登記）
- ・小規模株式会社の発起設立に対する登記官の審査範囲と小規模株式会社の会計透明性の向上（商業法人登記）
- ・日韓両国における成年後見制度に関する比較研究（家族関係登録（戸籍））
- ・執行における区分建物の公簿上の所有現況と実際の占有現況が異なる場合の売却手続に関する研究（民事執行）

---

<sup>1</sup> 垂直増築型リモデリングとは、韓国において行われる区分共同住宅の老朽化抑制、機能向上等のための階数を増加して世帯数を増加させることをいいます。